



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 日 鍛 パ ル プ 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 奥 見 浩 二  
(コード番号 6493 東証第 二 部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 河 口 芳 広  
(TEL . 0 4 6 3 - 8 2 - 1 3 1 1 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
  - 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
  - 会社法施行規則第 94 条、第 133 条第 3 項および会社計算規則第 161 条第 4 項、第 162 条第 4 項の規定に従い、株主総会参考書類の一部等の情報について、インターネットを利用する方法で開示、提供することを可能とするため、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
  - 会社法第 310 条第 5 項の規定に従い、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を 1 名とすることを明確にするため、第 18 条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
  - 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 20 条(取締役会の設置)、第 31 条(監査役および監査役会の設置)、第 40 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
  - 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。  
旧商法上の用語を会社法で使用する用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。  
上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) 新株予約権制度の創設により転換社債の転換時期による配当起算日の規定が不要になっていることから、現行定款第 38 条(転換社債の転換と利益配当金)を削除するものであります。
- (3) 現行定款を整備するため、各条について見出しと条数の位置の入れ替え、表現の変更、字句の修正、条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日(金曜日)

以 上

## 定款変更の内容

(下線 〃 は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p><u>第 1 条 (商号)</u> 当社は、日鍛バルブ株式会社と称し、英文では NITTAN VALVE CO., LTD. と表示する。</p> <p><u>第 2 条 (目的)</u> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 各種発動機弁の製造販売業 (2) 自動車部品の製造販売業 (3) 紡機部品の製造販売業 (4) 機械部品器具の製造販売業 (5) 前記各号に関する付帯事業</p> <p><u>第 3 条 (本店)</u> 当社は本店を神奈川県秦野市に置く。</p> <p><u>第 4 条 (公告方法)</u> 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>第 5 条 (発行株式の総数)</u> 当社が発行する株式の総数は、89,000,000株とする。 <u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p><u>第 6 条 (自己株式の取得)</u> 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p><u>第 7 条 (1 単元の株式の数)</u> 当社の 1 単元の株式の数は、100株とする。</p> <p><u>第 8 条 (単元未満株券の不発行)</u> 当社は、<u>1 単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p><u>(商号)</u> <u>第 1 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(目的)</u> <u>第 2 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(本店の所在地)</u> <u>第 3 条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(公告方法)</u> <u>第 4 条</u> 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u> <u>第 5 条</u> 当社の発行可能株式総数は、89,000,000株とする。</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第 6 条</u> 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(単元株式数)</u> <u>第 7 条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削 除)</p> <p><u>(株券の発行)</u> <u>第 8 条</u> 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式数に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第9条（单元未満株式の買増請求）</u>            当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その单元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し<u>売渡す</u>ことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。<u>ただし、買増請求があった場合において、当社が売渡すべき株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p>2. 買増請求が行うことができる時期、請求の方法については、「株式取扱規程」に定めるところによる。            （新 設）</p>	<p><u>（单元未満株式の買増請求）</u>  <u>第9条</u> 当社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、<u>その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡す</u>ことを請求（以下「買増請求」という。）することができる。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p><u>（单元未満株主の権利制限）</u>  <u>第10条</u> 当社の单元未満株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。            （1）<u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>            （2）<u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>            （3）<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>            （4）<u>前条に規定する单元未満株式の買増請求をすることができる権利</u></p>
<p><u>第10条（名義書換代理人）</u>            当社の株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</u></p>	<p><u>（株主名簿管理人）</u>  <u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</u></p>
<p><u>第11条（株式取扱規程）</u>            当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、<u>单元未満株式の買取り及び買増し、株券喪失登録、その他株式に関する事項は、この定款に定めるものの他、取締役会の定める「株式取扱規程」による。</u></p>	<p><u>（株式取扱規程）</u>  <u>第12条</u> 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、<u>单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第12条(基準日)</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>第13条(招集)</u> 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は<u>必要に応じて</u>招集する。</p> <p><u>第14条(株主総会の招集者及び議長)</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長に当る。取締役社長に差支あるとき、又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において、定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>第15条(決議の方法)</u> 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に<u>定めるほか</u>、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(招集)</p> <p><u>第14条</u> 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は<u>必要がある場合に</u>招集する。</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、<u>会社法第309号第2項の規定によるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 16 条（議決権の代理行使）</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は、株主総会の開会に先立ち、代理権を証する書面を総会ごとに当会社に提出しなければならない。 （新 設）</p>	<p><u>（議決権の代理行使）</u> <u>第 18 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 （削 除）</p>
<p><u>第 17 条（株主の提案権）</u> 株主が株主総会の目的事項または議案について提案しようとするときは、会日の 8 週間前に書面により、請求しなければならない。</p>	
<p><u>第 18 条（議事録）</u> 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。 2. 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備置き、その謄本を 5 年間支店に備置く。</p>	<p><u>（議事録）</u> <u>第 19 条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。 （削 除）</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 （新 設）</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 <u>（取締役会の設置）</u></p>
<p><u>第 19 条（取締役の員数及び選任）</u> 当会社に取締役 15 名以内を置き、株主総会でこれを選任する。 2. 前項の選任決議には、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。 3. 取締役の選任方法については、累積投票によらないものとする。 （新 設）</p>	<p><u>第 20 条</u> 当社は取締役会を置く。 <u>（取締役の員数）</u> <u>第 21 条</u> 当社の取締役は、15 名以内とする。 （削 除） （削 除）</p>
<p><u>第 20 条（取締役の任期）</u> 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</p>	<p><u>（取締役の選任）</u> <u>第 22 条</u> 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
	<p><u>（取締役の任期）</u> <u>第 23 条</u> 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)</u> 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>2. <u>取締役会の互選により、取締役社長 1 名を定め、必要に応じて取締役会長 1 名、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を定めることができるものとする。</u></p> <p><u>第 22 条 (取締役会の招集者及び議長)</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が代表権を持つ場合は取締役会長、代表権を持たない場合は取締役社長が招集し、その議長にあたる。但し、代表取締役会長に差支があるときは、取締役社長が、取締役社長にも差支があるとき、又は取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第 23 条 (取締役会の招集手続)</u> 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対し、会日から 3 日前にその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 24 条 (取締役会の決議)</u> 取締役会は、取締役の過半数の出席によって成立し、決議は、出席した取締役の過半数をもってする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>第 25 条 (取締役会の議事録)</u> 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>2. <u>取締役会の議事録は 1 0 年間本店に備置く。</u></p> <p><u>第 26 条 (取締役の報酬)</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新 設)</p>	<p><u>(代表取締役および役付取締役)</u> <u>第 24 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名および専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができるものとする。</u></p> <p><u>(取締役会の招集権者および議長)</u> <u>第 25 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が代表権を持つ場合は取締役会長が、代表権を持たない場合は取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役会長に事故があるときは取締役社長が、取締役社長にも事故があるとき、または取締役社長が欠員のときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><u>(取締役会の招集通知)</u> <u>第 26 条</u> 取締役会を招集するときは、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(取締役会の決議の方法)</u> <u>第 27 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u> <u>第 28 条</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p><u>(取締役会の議事録)</u> <u>第 29 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(取締役の報酬等)</u> <u>第 30 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> <u>第 31 条</u> 当社は監査役および監査役会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第27条（監査役の員数及び選任）</u>  <u>当会社に監査役4名以内を置き、株主総会でこれを選任する。</u>  <u>2. 前項の選任決議には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u>  （新 設）</p> <p><u>第28条（監査役の任期）</u>  <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任の監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>第29条（常勤監査役）</u>  <u>監査役はその互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p><u>第30条（監査役会の招集手続）</u>  <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日から3日前にその通知を発する。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>第31条（監査役会の決議）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u></p> <p><u>第32条（監査役会の議事録）</u>  <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。</u>  <u>2. 監査役会の議事録は10年間本店に備置く。</u></p> <p><u>第33条（監査役の報酬）</u>  <u>監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</u>  （新 設）  （新 設）  （新 設）</p>	<p><u>（監査役の員数）</u>  <u>第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u>  （削 除）</p> <p><u>（監査役の選任）</u>  <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（監査役の任期）</u>  <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>（常勤監査役）</u>  <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>（監査役会の招集通知）</u>  <u>第36条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>（監査役会の決議の方法）</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（監査役会の議事録）</u>  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>  （削 除）</p> <p><u>（監査役の報酬等）</u>  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>（会計監査人の設置）</u>  <u>第40条 当社は会計監査人を置く。</u></p> <p><u>（会計監査人の選任）</u>  <u>第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)  <u>第42条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)  <u>第43条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p>
<p><u>第34条(営業年度及び決算期日)</u></p>	<p>(事業年度)  <u>第44条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の末日を決算期日とする。</p>	
<p><u>第35条(利益配当金)</u></p>	<p>(期末配当金)  <u>第45条</u> 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p>
<p>利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に支払う。</p>	
<p><u>第36条(中間配当金)</u></p>	<p>(中間配当金)  <u>第46条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p>
<p>当会社は、取締役会の決議をもって毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主又は、登録質権者に対し中間配当を行うことができる。</p>	
<p><u>第37条(配当金の除斥期間)</u></p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)  <u>第47条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</p>
<p>利益配当金及び中間配当金を受領することなく支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。</p>	
<p>2. 未払の利益配当金及び中間配当金に対しては、利息をつけない。</p>	<p>2. 未払の期末配当金および中間配当金に対しては、利息をつけない。</p>
<p><u>第38条(転換社債の転換と利益配当金)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の配当金(中間配当金を含む)は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、転換があったものとみなして支払う。</p>	